

インボイス制度の中止・延期のために、みんなで集まって話し合いを深めよう

1月10日に女池支部の申告準備会が、支部役員の呼び掛けにより行なわれました。

学習資料に自主計算パンフが用意されましたが、参加者の川崎夫妻からインボイス制度を改めて聞きたいとの意見が出され、消費税のしくみ・インボイス制度を学習しました。

課税・非課税業者双方が、税・事務負担が増え分断も生じかねない制度。納税時期も一番売上入金の少ない3月に集中するなどの意見が出され、参加者皆が憤りを募らせていました。申請は慌てずに9月まで見合させて、実施反対の意思表示をしようとの発言も出されました。

島田支部長からは、マイナンバーカードが税務行政に紐付けされる懸念が出されました。また、日々の自主計算活動の大切さも確認し、3・13統一行動に向けて士気も高めていました。

内野支部・確定申告準備会

10日に内野支部では、自主計算パンフを活用した確定申告に向けた準備会を開催しました。最初に萱森支部長の挨拶の後、みんなで自主計算パンフレットを読み合せました。読み合せの後には今年の申告での主な変更点、注意点を確認し合いました。

参加者の中からは、「インボイスの導入には幅広い団体から反対の声が広がっていて運動は前進している。政府の進める負担軽減ではなく中止にさせよう」などの意見が出されました。

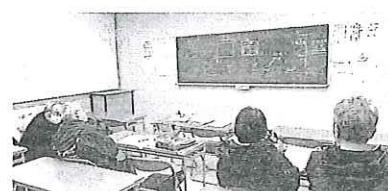
また「国が宣伝しているマイナンバーの登録は強制なの?」「個人情報の漏えいも不安だし登録したくないけど申告には必要なの?」などの質問も出され活発に交流が行われました。内野支部では次回の集まりで「春の運動2023DV」を視聴し交流する予定です。

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市中央区沼垂西3丁目10-14
電話(243)0141
23年1月23日

一女池支部・確定申告準備会

1月10日に女池支部の申告準備会が、支部役員の呼び掛けにより行なわれました。



コロナ禍の長期化や物価高などで、多くの中小業者が厳しい状況にある中、債務の返済や事業を好転させるための支援制度として、コロナ融資の借換え保障制度が創設されました（1月10日より開始）。

金融機関と「経営行動計画書」を作成することが条件となります。ただし、据置期間も設けられているため、返済の負担軽減となります。詳しくは事務所までお問い合わせください。

新たな資金需要にも対応する制度

取扱期間	金融機関所定	100%保証融資の場合は引き継ぐ	売上または利益率が5%以上減少	1億円	10年以内（据置期間5年以内）
その他	要件	保証料	金利	保証限度額	保証期間

金融機関の継続的な伴走支援
経営行動計画書の作成

2024年3月31日まで

国による自主申告権への介入許すな! 緊急署名を集めて阻止しよう

政府税制調査会は昨年12月に決定した「税制改正の大綱」に、「税理士等でない者が税務相談を行なった場合の命令制度の創設」を盛り込みました。

この命令制度は税務相談を停止させる権限を財務大臣に与え、命令に従わなければ「1年以下の懲役または100万円以下の罰金」が科されるという内容です。

民商の行う「納税者同士の税金相談」に国家権力が介入し厳罰で停止させることは憲法や国税通則法を踏みにじるもので、政府の狙いは自主申告運動の弱体化に他なりません。

自主申告運動をさらに強めつつ憲法違反である内容を広く知らせ、署名を広く集めて立法を阻止しましょう。

日程

第7回三役会議	1月26日(木)
建築業者交流会	1月27日(金)
第6回常任理事会	1月30日(月)

飲食業者交流会で情報交換すすむ 「こんな話がしたかった」

1月16日、新潟民商飲食業部会は3回目となる飲食業者交流会を開催し、10名が参加しました。

序盤は前回の交流会で話題になつたインボイス制度について議論。松本副会長が制度の概要を説明して話し合いました。「問屋との取引には必要?」などの疑問や、「お客様と話し合つてインボイスは登録しないことを決めた」など、すでに対応している様子が出されました。

その後は頭の痛い「物価高騰」問題が議論に。「肉の値上がりが酷く業者を探している」などの悩みが出されると、「うちちはこんな業者から仕入れているよ」などの話が出されます。みんなでLINEを使ってその情報を共有。ある参加者は「こんな交流がしたかった」と喜びの声を上げていました。

また空いてる昼間の時間を貸しスペースとして貸し出しているなどの努力も交流。河原駅前支部長は「明るく前向きな交流をすすめたいよね」と今後の抱負を語っていました。



木戸支部は13日、新年会を五十嵐鮮魚店さんで開催し6名が集まりました。
**「業者いじめの政治は許さない！」
木戸支部が新年会を開催！**



はじめに小山支部長が「私たちをとりまく状況は厳しいですがお互いに励まし合つて頑張りましょう」と挨拶。事務局より「納税者の権利擁護を求める緊急署名」の説明がされると、「こんな法案が通つたら大変」と参加者はその場で署名。さらに「知り合いに頼んでみるわ」と署名を広げるために余分を持ち帰る参加者もいました。

「小規模な業者から税金を取つて負担をかけるなんてやっぱり政治を変えなくちゃね」との声にみんなが賛同。新型ウイルス感染症対策として飲食は行わず、仕出し弁当を持ち帰つて散会となりました。

新型コロナ感染での共済金請求について

新型コロナウイルス感染症に関する共済金請求について、12月1日以降の感染から変更となります。療養期間（みなし入院）の正確性、インフルエンザの感染との区別が改定の趣旨となります。対応するフローチャートもあるので参考資料として使用しましょう。

入院見舞金の請求について

役員確認書のみでの請求はできなくなります。

【入院した場合】

「診断書」「入院証明書」「退院証明書」の提出

【保険所等からの自宅・施設療養の場合】

「口ナ感染の期間が分かる書類の提出

「MYHER-SYS」「フォローアップセンター」

「陽性者登録センター」の画面またはメールの「コピー

※特に7日間を超える療養期間の場合の理由が必要

対象加療見舞金について

濃厚接触者になつた経緯の詳しい情報が必要です。

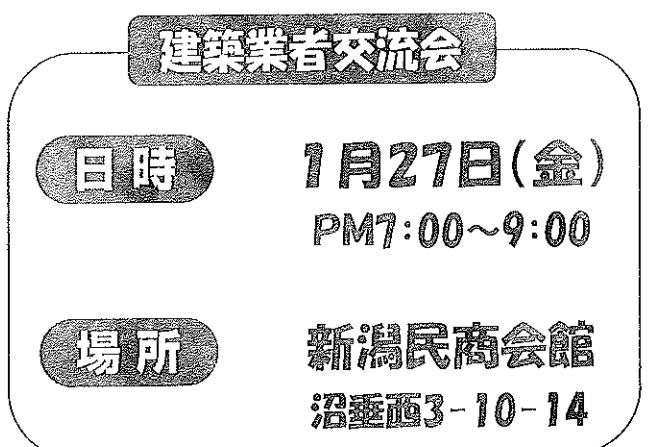
同居家族の場合は今まで通りで大丈夫ですが、同居以外の場合「役員確認書」の提出が必要となります。

まとめ

大好評！同業者と情報交換・本音で話をしよう

昨年から定期的に開催している同業者交流会。「相談相手がないなくて困っていた」「みんなの話が背中を押してくれた」と参加者から喜ばれています。

下記の通り、建設業者の交流会が開催されます。仕事・商売を伸ばすために参加しませんか？



「免責期間の免除」「請求時期、期限」は今まで通りです。また「後遺症の対応」については、みなし入院の対象とはなりません。コロナ感染に影響がある行動は控えつつ行動範囲を広げ、商売に影響が出ないように元気に活動していきましょう。